

環境回復検討会
(第6回)

平成24年8月29日

環境省
水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チーム

特措法施行総括チーム次長：おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第6回の環境回復検討会を開催させていただきます。

冒頭、高山政務官からごあいさつを申し上げます。

大臣政務官：皆さん、おはようございます。環境省の政務官を務めております高山智司と申します。

本日は、本当にご多用の中、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。この環境回復検討会、森林除染をテーマにして、今日は第3回目となります。平素から鈴木座長を初めとして先生方に大変お世話になっておりますが、本日は福島県からは畠部長、そして川内村の遠藤村長、林業の代表をされる方で平子様、そして早矢仕様ということで、福島県から4名の方に本日はご意見を頂戴するということになりました。前回までの検討会では、森林除染のあり方につきましては、専門家の先生を中心に、さまざまな観点からご議論をしていただきました。今回の検討会では、今日お越しの関係者の皆様から忌憚のないご意見をいただいて、各論点をさらにいろいろ深めていこうということを考えております。この森林除染に関しましては、当面は住宅近傍を中心に取り組みを進めていくこととしておりますが、その後の森林について、どのような形で除染を進めていくのか、これはさまざまな難しい課題がございます。これを、本日ご出席の委員の先生方、そして、また今日意見を頂戴する4名の方々と忌憚のない意見交換をして、掘り下げていければと考えております。

それでは、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

特措法施行総括チーム次長：それでは、報道機関の皆様方におかれましては、ここでカメラ撮りを終了させていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から、委員の皆様方の出席の状況をご報告させていただきます。本日は、13名の委員の方にご出席をいただいております。なお、田中委員、新美委員、細見委員から、今回ご欠席とのご連絡を頂戴しております。座長は、引き続き鈴木委員にお願い申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第でございます。A4の1枚紙でお手元に配付させていただいております。そ

の議事次第の下のところ配付資料一覧で資料を掲げさせていただいております。まず資料の1、環境回復検討会委員名簿。資料の2、環境回復検討会設置要綱。資料の3、関係者からのヒアリングの進め方。資料の3-1、A4の横になっておりますが森林除染の推進について。資料の3-2、こちらもA4の横で川内村全図、地図でございます。それから資料の4、実施すべき調査研究の内容（案）。資料の5、木質バイオマス発電、木材等の種類と調達価格。そして、参考資料の1として、前回の環境回復検討会の議事要旨を配付させていただいております。もし資料に不備等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、鈴木座長、どうぞ議事進行をよろしくお願い申し上げます。

鈴木座長：今日は、大変暑い中、また、ご多忙のところをご出席いただきましてありがとうございます。本日の検討会は、先ほど高山政務官のほうからもお話がございましたように、これまで、いわばこの委員の中で議論をさせていただきましたが、大変貴重なお時間をおとりいただきまして、現地のほうから4名の方にご出席いただいて、いろいろとご説明を伺うとこういう次第となっております。時間が大変限られているところではございますが、ぜひ有効な機会に致したく、私たちにとりましても大変大切な機会だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

では、早速ですが、本日の進行といたしましては、福島県農林水産部の畠部長、それから川内村の遠藤村長、そして有限会社平子商店の平子代表取締役、福島県総合計画審議会の早矢仕委員、この4名の方々からそれぞれご説明をいただきまして、質疑応答をさせていただきたいと思っております。その後、資料4、5につきまして事務局から説明の後、質疑応答、そしていろいろとご議論をいただければと思っております。

それでは、ヒアリングの進め方につきましては事務局のほうから、まず説明をお願いいたします。

特措法施行総括チーム次長：それでは資料の3をご覧ください。

関係者からのヒアリングの進め方でございます。先ほど、座長からご紹介がありましたとおり、その順序でヒアリングをさせていただければというふうに考えております。なお、時間の都合等もございまして、大変恐縮ではございますが説明は大体10分、それから質疑についても10分ということで、合計お一人様20分ということでお願いできればというふう

に考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木座長：それでは、早速、福島県農林水産部の畠部長のほうからお願い申し上げたいと思います。

畠福島県農林水産部長：福島県の農林水産部長の畠でございます。本日は、環境回復検討会の場で意見を述べさせていただく機会を設けていただきましたこと、誠にありがとうございます。本日は県、それから避難している市町村の代表、それと林業関係者、それから実際に避難生活をしている住民の代表と、4者の立場からそれぞれ意見を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

震災と原発事故から1年5カ月が経過いたしました。原子力災害は今なお収束しておりません。現在も16万人を超える県民が、ふるさとを離れて全国各地で厳しい避難生活を余儀なくされております。避難生活を送る県民が一日も早くふるさとに戻り、すべての県民が震災前の安全・安心な生活を取り戻し、本県の社会・経済を再生させることが県民の心からの願いであります。福島県には、豊かな森林、そして溪流、湖沼、海がございまして、県民の生活は、これらの水の循環のもととなる森林の恵みに支えられてまいりました。このような県民と森との関係を森林文化というふうに称しまして、本県独自に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」というものを平成17年に制定いたしました。この中で、「わたしたちは、森を敬い、森にふれあい、森の恵みに感謝し、森を守り育て、未来につなぎます。」と述べておりまして、福島の森林が将来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責任があると考えてこの憲章を制定し、県民一人一人が参画する森づくりを進めてきたところでございます。このように県民の生活と密接な関係があるこの森林は、県土の7割以上を占めておりまして、特に避難地域となっている町村では飲み水の水源ともなっており、生活圏と一体となっておりますので、森林の除染なくしてはふるさとへの帰還はあり得ず、安全・安心な生活を取り戻すことも、本県の社会・経済を再生させることもできないのであります。森林の除染は、県民にとって大きな関心事であり、重大な、重要な課題となっていることをまずご理解いただきたいと思います。

さて、細野大臣には、7月1日の福島復興再生協議会において、森林除染についての県民の皆さんの意識の強さを感じたのでしっかりとやっていきたいと約束をしていただいております。

りましたし、7月9日のこの検討会においても、福島の方々の生活再建に森林の除染は避けて通れない、住居近隣より奥の除染をどのように行っていくのか、除染とバイオマス発電をどう有機的に組み合わせていくのか、委員の方々にご検討いただきたいとおっしゃっておいしたので、森林除染を積極的に進めてもらいたいとする県民の願いとは大きくかけ離れた議論が今進められていることは極めて残念であります。住民の理解なくして除染は進められないのでありますから、今後、議論を進めるに当たっては、居住している地域住民の意見を十分に踏まえて、地域の実態に即したものとなるよう、委員の皆様並びに環境省の皆様にも、地域の状況をよく理解していただきますように心からお願いを申し上げる次第であります。

さて、除染につきましては、国、環境省が直轄で実施をする除染特別地域と、主に市町村が計画的に実施する汚染状況重点調査地域があります。いずれの地域についても、環境省のガイドラインが基準となって国費の対象が限定されております。特に、国直轄で除染する地域については放射線量が高く、避難を余儀なくされ、一日も早い帰還の実現が求められている地域でありまして、周囲を山林に囲まれた山間の集落が多いために、国による徹底した除染が求められており、住居近隣20メートルを行うだけではなく、その奥の森林についても除染を進め、住民の理解を得ない限り帰還は困難であると言わざるを得ません。また、市町村が実施する除染については、ガイドラインに沿って画一的に行い、実施基準以外認めないというのではなく、森林の状況をしっかり調査した上で、現場を一番よく知っている市町村が、線量の高い場所、あるいは沢水が流れ込む地域など住民への影響が大きいところを優先して除染できるように、裁量権を持って地域の実情に応じた森林除染を実施することが是非とも必要であります。また、林野庁の技術指針に記載されております下層植生が衰退した人工林など、放射性物質の流出のおそれのある森林において間伐を実施し、拡散抑制を図ること、あるいは住居近隣の森林においても、落ち葉の除去とあわせて必要に応じて伐採等を実施して空間線量を下げるということも、ぜひともガイドラインに組み込んでいただきたいと考えております。

次に、森林除染の方法につきましては、間伐の効果は限定的で、除染方法として適さないとの議論がなされておりますが、お配りしております資料の3-1の1枚目の裏をご覧くださいと思います。福島県が実施した森林除染実証事業の結果についてでございますが、本県で行った間伐の実証事業の結果では、直径100メートルの円状に伐採をした場合、中心点で20%を超える低減効果が見られたケースもございます。なお、ここに記載してあ

る低減率の数値については、物理減衰値を減じた平均値で8.7%ですとか12%、12.5%というふうに書いてございますが、一般に使用されている除染前後を比較した数字というのは、この括弧書きの数字ということでございます。ここには記載してございませんが、ほかの実証事業の中では、小さい面積の間伐の効果についても調べておりますが、その場合には、やはり周りからの放射線の影響で間伐としての効果が適切に把握できないと思われるケースが見られております。

本県では、これまで森林の荒廃を防ぐためにさまざまな事業を取り入れ、森林環境税なども県で創設して、その事業などに使っておりますが、毎年1万2,000ヘクタール程度の森林施業を行ってきております。森林の施業をしばらく怠ると、森林が荒廃してもとに戻らなくなるということがありますので、ガイドラインに基づいて森林除染を行う地域以外の森林については、林業再生の観点からも、間伐などの森林施業と放射性物質の影響低減を一体的に行うための新たな施策というものの創設を、今、林野庁のほうにお願いしているところでございます。また、間伐後の伐採により発生する木材は、貴重な資源として復興資材やバイオマス発電のための燃料などとして有効に活用できますので、廃棄物の減量にもつながるものと考えております。これらのことから、間伐等の伐採を森林除染の方法として明確に位置づけていただくようお願いを申し上げたいと思います。

なお、資料3-1の一番裏のページをご覧いただきたいと思いますが、前回の検討会に提出された「間伐・皆伐による土砂流出、森林の路網整備に伴う土砂流出」についてという資料がございましたが、出典を調べてみますと、引用元の内容と必ずしも一致していないというふうに考えられるところがございましたので、参考までに後ほどご覧いただきたいと思います。

これまで申し上げてきた内容を図に示したものが3ページ、資料の2枚目の表のほうに図示したものがございます。この中で、現在認められている除染対象を白の点線で示しております。また、黄色い点線、あるいは赤の点線というのが、今回、対象の拡大をお願いする部分でございます。国におかれましては、何のために除染をするのかという原点に戻って、放射線による健康不安を解消し、安心して生活できる環境を目指す除染、それは非常に大切ですが、それだけではなくて、森林の再生を目指して行う森林施業と放射性物質の影響低減を一体的に行う事業を組み合わせ、森林除染を推進する方向で議論を進めていただいて、関係省庁が連携して取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

厳しい状況下にもある中で、多くの県民が、今気力を振り絞って再生へ向けて歩んでい

る矢先に、その希望が打ち碎かれることがないように、地元の意見をしっかりと聞いていただきながら、わからないことが多いので先送りするということではなくて、やることからやると、実施するというような考え方で、地域の実態に即した森林除染が実施できるようご検討いただくことを心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

鈴木座長：ありがとうございました。

それでは、ただいま資料3-1をもとにご説明いただきましたが、ご説明の内容につきましてご質問等がございましたら、この段階でお願いしたいと思います。お一人でよろしいですか。では、中静委員のほうから。

中静委員：大変ご苦勞をされているということがよくわかりました。ご説明いただき、ありがとうございました。

間伐あるいは森林施業が大事だということはよく理解できるんですけども、例えば、いただいた資料の2枚目ですか、樹種ごとの低減効果ということで、スギ30%間伐で大体8.7%、これは、多分これまでの報告とほぼ一致する値だというふうに思っています。それから、アカマツ40%間伐、30%間伐と、その右に二つございますけれども、この写真を見ると、間伐の対象木の伐採だけではなくて、林床の植物も刈り払われているというふうに見えるんです。この林床植物、これは多分ササで、ササの葉は何年か生きている状態ですので、ササの葉っぱについていた放射性物質というものが除かれているというのが結構あるのではないかとこのように思って見ていたところです。それで、樹木を間伐として40%、あるいは30%除いた部分のほかに、その林床植物がどれぐらい、林床植物を除くことによってどのぐらい除去できたのかというのは、これからの除染のやり方を考える上でも結構大事だと思いました。ですので、本当に間伐だけの部分と、それから、そういう林床植物の部分を持ち去った部分でどれぐらい効果が違うのかというのはわかりますでしょうか。

畠福島県農林水産部長：これ、写真で見るとそういうふうにお感じになるかもしれませんが、基本的に、この間伐をやる際に、立ち入る際に邪魔になるところを取っただけで、基本的に、その下層植物、生えているものをこのために特に取り除いたりとか、そういった

ことはやらない中で、あの効果を測定したということでございます。ただ、どうしてもこの作業をする際に邪魔になるものは、多少は払いのけたり伐採したり取ったりということもございます。ですから、データとしてはございません。

中静委員：私が言いたいのは、林野庁のスタンダードだと、むしろその林床植物がなく、暗くなってしまったような間伐遅れの森林で間伐をして林床植物を生やす。増やして、その場所の表土流失を防ぐために間伐を促進するという言い方だったものですから、むしろこれだと逆に、林床植物をむしろ刈り払った方が除染効果が上がるということになっているのではないかというふうに感じたんですけれども。

畠福島県農林水産部長：特に今回は、この間伐によってどれぐらい除染効果があるかということを主体にやってございますので、下の、確かにこういった実験というのは、まだ知見が積み重なっておらず、今もいろんな形で、針葉樹だけではなくて広葉樹はどうかとか、実験をやっている段階なので、確定したことは申し上げられませんが、特に、その下層の植物をどうこうしてやろうという趣旨でやったのではないということをご理解いただきたいと思います。それ以上のデータは、申し訳ございませんが、今のところはございません。

中静委員：この辺をはっきりさせていただくと、例えば住居、居住地の周りも、今のスタンダードですと落ち葉かき取りというだけなんですけど、むしろこういうササなどを刈り払うということの効果がかなり大きいということもあるのかな、というふうに思ったものですから、その辺は、はっきりさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

鈴木座長：むしろその辺をこれから注目して、きっちりとしたそのデータをとっていくということが大事なのかもしれませんね。

まだご質問があると思いますので、森委員。

森委員：どうもありがとうございます。私は、環境省のほうで除染関係ガイドラインを作成したメンバーの1人でありまして、林縁20メートルというのは、昨年の9月の段階で林野庁が出されたデータに基づいて20メートル以上を、その当時は落ち葉だったんですけれ

ども、落ち葉を取ってもあまり効果がないというデータを林野庁さんが出されていたので、それを根拠として20メートルと、こういうのは、あの段階でガイドラインの中に書き込まれたとこういうふうに理解しております。それで、今回、データを新たにまたお出しになりましたので、これは、また勉強させていただく必要があるのではないかとこんなふうに思います。

ただ、これを見てみまして、ちょっと気になったのは、2枚目の下の線量のグラフが、図がありますけれども、その施業前と施業後を見ても、半径50メートル以遠の、すなわち右下の辺りでございますけれども、その黄色のところは緑が広がっている。すなわちここは線量が下がっているということでございまして、そうすると、これは、いわゆる間伐とは別の何かの要因で下がっているようにも見えますので、そうすると、先ほど中静委員がおっしゃったようなことも影響があるのではないかと、そういうようなことを、実は同じようなことを思いまして、そういう辺りについて、できれば落ち葉を取っただけで、あるいはササ等が、もう1年たっておりますので、相当繁茂しているというのも聞いておりますけれども、そういうのを取った段階だけで一度データをとっていただいて、さらに間伐をやって、その間伐の効果がどうあるかというふうにデータをお示しいただけると、よりよく理解できるのではないかと。

あと、間伐をすると、もう一つ気になるのは、その周りの林があるとすると、ガンマ線というのは結構足が長いものでございますから、今までは木自体が自己遮へいが若干きいていたのではないかとこんなふうに思っております、それが、逆にその木を切ったことによって遠くからの放射線を計測している可能性があるとも思われますので、その辺りについて、もう少し勉強をしていかなければいけないかなと思います。どうもありがとうございます。

鈴木座長：では、森口委員。

森口委員：ありがとうございます。一律の基準で、もうここからはだめということではいけないというお話ですとか、県民の願い、県民の思いというご指摘、非常に重く受け止めるべきだと思いますけれども、一方で、地元の、現地の方々から話を伺っておりますと、県民の願い、思いというものも一律ではないというふうに思いますので、そういったことを踏まえて、我々も一緒に考えていかなければいけないのではないかと考えており

ます。

その上で2点ばかりお伺いしたいんですけども、今日の資料で3ページ目にイメージ図が描かれているんですが、県内でも放射性物質汚染のレベル、かなり多様かと思いますが、具体的には、どのような地域、どのぐらいの線量レベルのところを中心に、そういったところを優先的に考えているかということについて、もし何かお考えがあれば教えていただきたいというのが1点目。

それから、2点目は、今日の参考資料1に前回の議事要旨が書いてございまして、そこの4ページから5ページにかけての「ト」いう意見、これは私が申し上げた意見かと思うんですけども、そこの③に、「線量を下げることだけではなくて、森林を軸に、その地域の環境をどう回復していくのかということを経営と一緒に考える必要がある」という意見を申し上げておりました。まさに今日はそういう機会だと思うんですけども、除染だけではなくて、この森林を中心に、この地域の復興・回復ということを考えていくとなると、やはりこの除染の検討会だけでは議論し切れないことも多々あるように感じております。森林施業のお話もございましたけれども、そういったところに関して、例えば復興庁なり、その復興計画の文脈で、この問題がどこまでお話が進んでいるのか、そんな辺りについて何かお教えいただけることがあればお聞かせいただきたい。

質問は2点でございます。

福島県農林水産部長：ありがとうございます。どの地域というお話ですが、福島県内の全体の中で、国有林は別にして民有林、大体56万ヘクタールぐらいあるんですが、一口に言うとして、年間1ミリシーベルト以上のところは、とりあえずその除染対象とするというふうになっていますが、それを見ますと、ほぼ、やっぱり福島県の中で中通り、真ん中からこの浜のほうで、主にその地域に該当するんですね。その中で、特に線量の高い地域とか、国が直轄でやる地域、それと今回のガイドラインにある住居近隣から20メートルとかという地域、それらを大ざっぱに面積で見ますと、大体15%ぐらいで、それ以外の比較的線量の低い地域が大体35%ぐらいというふうになっておりますので、我々としては、市町村にある程度、一番わかっている市町村に、どこをやれば住民生活に一番影響があるのかとこう考えて、住宅周り、あるいは住宅だけではなくて、帰って農業をやるとなると、離れたところにありますような農地の周りもある程度やらないと、優先順位は確かに住居周りのほうが先かもしれませんが、帰って生活できませんので、そこはエリアを広めても

らう。あるいは、国直轄でやってもらうところはしっかりやってもらう。それ以外の35%について、先程申し上げたように、毎年1万2,000ヘクタールぐらいは、今までも何らかの形で山に手をつけておりますので、それらと合わせて森林施業をやりながら、放射線低減対策として、伐採した樹木を、今までは価値のある部分だけを持ってきて、そのほかは放置してきたというところがございますので、そうではなくて、それも一緒に山から持ってきて、有効に活用するという方法ができないかなと考えておりまして、それが今ご質問の2番目にも関わってくるんですが、特に川内村さんとか、あるいは今、復興交付金の中で、山林を伐採したりした樹木をバイオマスの資源として焼却し、バイオマス発電をする、それが復興の一つの足がかりにもなっていくのかなというふうに考えております。

鈴木座長：ありがとうございました。ちょっと時間が、では崎田委員、簡単をお願いいたします。

崎田委員：恐れ入ります、最初から挙げていたので申し訳ございません。

私も、今重ねてお聞きしたいんですけれども、地元意見を十分に反映した除染のあり方という場合に、今、質問として、その線量の高さのところの質問が出ましたけれども、今日のその3ページのところの、例えば里山とか、ほだ場とか、地域の方が入って、普段、生活圏として入る場所という辺りをかなり大事にしなければいけない話だと思うんですが、こういうのを決めていくためには、もう地域の方にとっては、もう明確にこれはわかるお話なのか、どのような仕組みをこの除染の計画づくりの中に入れていったらいいのか、その辺のことをご提案いただければありがたいなというふうに思います。

それと、すみません、復興関係とあわせてバイオマスの発電などというのは、非常に考え方として私も大賛成なんですけれども、そういう制度を入れると、必ず放射線の線量が、どのくらいのものをどうやればいいのかという、その基準値づくりとかそういうことも大変なことになってくると思うんですが、そういうことに関して、何か今お考えとか、あるいは地域の方が、そういう放射線に関する不安とか、そういうようなことに関して課題は起きてないのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

島福島県農林水産部長：まず、その一番大事なのは、やはり線量の測定を小まめにやって、

どの地域が線量が高いのか、そこを調査した上で、あとはやっぱり地元の市町村、林業関係者とか山へ入っている方もいますから、大体山がどうなっているのかというのは把握されていますから、やはり調査をしっかりやっていただいて、そのデータをもとに、じゃあどこをどうやれば、あと沢水を使っている部分もどこだというのはわかりますから、そういった、特に住民に関係のあるようなところはどこかというのを、そういったデータと、あと地元のわかっている方の知見、それを組み合わせてやっていくというのが必要かなというふうに思っています。

それから、バイオマスになったり燃やす基準というお話ですけども、一応、発電施設をつくるにも、このバグフィルターをつければ、焼却しても外には出ないという知見があった、たしか環境省さんからも出されておりますので、そういうふうにやっていけば大丈夫だろうと思いますし、今、地元で問題になっておるのは、山から材を切ってきたときに、何cpm以下だったらばいいですよという基準がないので、どうしても福島県の材は、ちょっと後でねというふうに取り引きされないというところで困っておりまして、林野庁さんのほうには基準をつくってくれというお話をしておるんですけども、なかなかこの基準を1回決めると、それが一つの目安になってしまって、コンクリートの基準が1回できて、あれがまた厳しい基準だったので、それで混乱を生じたりしていますので、はっきり申し上げられませんが、地元の林業団体の中では、自主基準ということで、1,000cpm以下にしようとかという基準を設けてやろうとかいう話もありますが、なかなか基準をつくるのは難しいし、今のところ、早く除染をしないと、だんだん木の中に染み込んでしまって、もうだめになるのではないかという地元の声もあるので、基準づくりというのは確かに難しいかもしれませんが、林野庁さんのほうにはお願いをしているところでございます。

崎田委員：ありがとうございました。

鈴木座長：まだまだお伺いしたいことはあると思いますが、ちょっと時間の関係もありまして、またほかの方々のご説明とも関連するご質問もあったようにも思いますので、ひとまずここで畠部長にはお戻りいただきまして、また後ほど、何かありましたらよろしくお伺いしたいと思います。どうもありがとうございました。

畠福島県農林水産部長：ありがとうございました。よろしくお願いします。

鈴木座長：では、続きまして川内村の遠藤村長のほうからお話をお願いいたします。

遠藤川内村長：川内村、村長の遠藤雄幸といいます。このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私どもの川内村は、今年の1月末に、戻れる人から戻りましょうと、心配な人は少し様子を見て戻っていいんだよというような帰村宣言を発しました。で、4月から役場機能を従来の村内のところで再開をしまして、一日も早く村民の人たちが戻れるような環境づくりを、やはりその最前線でやっていくということが必要だということで機能を戻しました。現在は約3,000人のうち4分の1、ないし3分の1から4分の1というところの人たちが帰村しております。その中には子どもたちも、38名の子どもたちが戻って、本来の学校で小学校、中学校、そして保育園で、先生方と一緒に学んでおります。しかし、村の大勢はまだまだ、その3分の2、4分の3が避難を余儀なくされているというのが現状であります。

戻れない理由の最大の理由が、やはり除染が進まないというところです。低線量被ばくでも健康被害にどう影響を与えていくのか、さらには、今後、川内村の中で産業の創出があるのか、強いて言えば、その雇用の創出をどう考えていくのか、長期的に健康管理などがどのように行われていくのか、高齢者への介護施設はどうか、子どもたちへのその学びの環境はどう担保していくのかといういろいろな、さまざまな理由があります。その中でも、やはり戻っていくためには除染をして線量を下げていくということが最大のテーマです。現在、川内村は約1,000戸です。そのうち120戸が旧警戒区域に位置しております。旧警戒区域の中は、帰還準備区域と居住制限区域の見直しを行いまして、その中の住民の人たちは約350名です。大部分が旧緊急避難準備区域になっておりまして、今は解除されております。ですから、その中で生活をして、仕事をして、そういうスタイルが今確立されようとしております。

今、除染の状況ですけれども、約57%住空間、民家が終わっております。当然その公共施設、子どもたちの学ぶ学校、あるいは集会所とこういったところは優先的に除染を進めてまいりました。加えて、民家の除染も進んでおります。9月には、最終地域、私どもの450戸ぐらい残っておりますけれども、説明会を予定しております。ですから、年内には民家の除染が終わるというような計画であります。旧警戒区域については、国の直轄事業でありますので同じタイミングで終わってほしいと、除染を進めてほしいということを要

望しておりまして、そのような計画で、今、環境省のほうも準備をしているところでございます。

除染が終わったところの状況はかなり効果的です。ただし、里山が近い、あるいは家の近くに農地がある、こういったところについては、やはり我々が目標としているような数値までに至っていないというのがところどころ言えます。具体的に言いますと、民家の後ろに切り立った里山があるところは、やはり効果が薄いというような結果が表れております。家の中においても、南の部屋と北の山に近い、法面に近いところでは、やはり空間線量に若干の差異があります。そういうところを考えると、やはり今後、その住民の安心を担保していくためにも、やはり20メートルのその入り口からの除染については、やはりもう少し奥に除染を進めていくということが必要ではないでしょうか。現場では、平地でのその20メートルという除染ではありません。やはりその切り立っているところは斜面での20メートルですので、家の縁から本当に5メートル、あるいは10メートルというようなところで除染が終了してしまっているというのが現実です。

それから、作業効率からいいますと、やはりその小さな細い木まで枝を落としているというのが現実です。こういうことが、例えば、今後のその補償の問題をクリアーしながら効率的に作業を進めていくためには、やはり細い木は切っていくということも必要ではないでしょうか。こういう現場での作業の問題点も発生しているというところが一つあります。

それから、川内村の置かれている状況でありますけれども、私のところは約2万ヘクタールの面積を有しております。そのうち87%、約9割近くが実は森なんですね。当然、我々の先人は多くの恵みを森からいただいて生活をしてきました。先ほど部長のほうから話がありましたとおり、ただ単にその経済的な見地だけではなくて、その景観、あるいは保全をしていく、そういったものの役割を果たしてきたわけです。特に川内村は上水道設備のない村であります。ということは生活水や飲料水をすべて地下水に頼っているという村なんですね。それだけ我々の先人が森を育て、清流を旨として生活してきたということに、我々はそれを今甘受しているというところであります。こういう豊かな自然が原発の事故によって汚れたわけですから、当然、汚れたものは取り除くということは当たり前だと思っていますね。その効果や、それからコスト意識もあるかもしれませんが、汚れた場所で生活をしていくということが、どれだけその人の心、住民の心に不安やストレスを感じるかということも、ぜひご理解を賜りたいなというふうに思っております。

確かに、その限定的、あるいはその間伐や林野の除染については懐疑的な面があるかもしれませんが、そこで生活している我々にとっては、やはりやらないという選択はありません。例えば、10%の効果しかない間伐ありというような除染についても、1割の効果があるならばやってほしいというのが本音であります。なぜならば、そこで我々は生活して、子どもたちを教育して、さらには子孫を残していくということになりますので、自分の裏山が汚れた状態で生活をしていくなんていうことは考えられません。汚れたものは取り除いていくということで、我々も、自分たちのできることはしっかりやっていくつもりであります。今度の帰村宣言においても、まず行政が戻って、与えられた問題、課題をどう解決していくかということを自分たちで取り組んでいこうというのが本旨です。ただ、自分たちでできない部分もあります。例えばお金の問題、技術的な問題、それから今後のさまざまな事業においても、やはり難しい部分もあります。こういったところは、やはり国や県からの力をかしていただくというスタイルでお願いしたいなというふうに思っております。間伐や落ち葉のかき出しで出た除去物については、先ほどから、皆さんのほうから言われているように木質バイオの計画を進めております。しかし、これとて便宜があるのかなというふうに思います。

今、調査をしている段階ですが、結果として供給物を森林、森の木を切ることによって燃料を供給していく、気づいたら裸山になってしまったというようなことがあっては、やはり本末転倒だなというふうに考えております。ですから、この辺の、その能力をどうしていくのか、あるいは燃やして集積されて、その濃度が高くなった放射線の灰をどうしていくのか、やはりその解決しなければいけない問題もあるということを我々、今、感じております。ですから、木質バイオマスを、ただ単にそのプランをつくって除去物を処理するということは、やはりきちんとこの辺まで考えて立ち上げていかなければいけないのかなというふうに考えております。

それから、先ほど森の恵みと言いましたけれども、そこに関わってきている、実は林家が存在しております。私のところでは2法人、さらには、その中で林業をなりわいとしている村民も50人弱はございます。こういう人たちが、今、山でのその将来を考えたときに、なりわいとしてどうなのかということで非常に不安を持っております。やはり、ひょっとしたら廃業せざるを得ない、あるいは、もう山を見捨てようと考えている人たちも中にはおります。こういう人たちのそのモチベーションをどう高めていくかということにおいても、やはり山の除染を進めていかななくてはいけないのではないかなというふうに考えてお

ります。川内村にとって山は、森は、まさにその生活の一部です。ですから、生活の場を
除染しないなんていう選択はありません。ぜひご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

鈴木座長：ありがとうございました。

それでは、遠藤村長に対しましてご質問等がございましたら。

では、まず大迫委員から。で、太田委員。

大迫委員：ありがとうございました。今後、除染に関して、やはり汚れたところをもとに
戻すんだという気持ち、地元の気持ちということは理解させていただいたわけですが、環
境回復検討会での、どこまで科学的な部分での議論と、それから、ある意味、社会的な部
分も含めたケア、そういったところは、やはりこの検討会での検討の範囲と、また、やは
り国としてどういうふうに、地元に対していろいろと貢献できるのかというところ、大変
難しい問題があるかと思います。まあ、これはちょっと感想ですが。

1点お聞きしたいのは、やはりこの森林除染等の関係で、それをプラスのほうに転じる
発想でバイオマスを有効利用をしていこうというような形で先進的に進められておるわけ
ですが、そういう中でのやはり地元住民への理解というものに関しては何か課題があった
のか、あるいは、その中でどのようにそこをクリアーして、前向きな形の取組に結びつけ
ていったのかというところをお聞かせいただければと思います。

遠藤川内村長：今日、配付されている資料3-2を見ていただければ、川内村としてのモニ
タリングの、すべてではありませんけれども、地点によっての、そのモニタリングの結果
が出ております。この中で一番心配しているのは、やはりその心材までセシウムが検査さ
れて、検出されているというところです。我々その中山間地域において林業に携わる者と
して、やはりその用材として市場でどう評価されるかということをととても気にしています。
こういうデータが、やはり公表されることによって、林家のモチベーションといいますか、
そういったものはもう就労意欲が減退してきています。ただ、我々はやはり小さな光を見
据えていくということも一つの仕事だと思っております。その小さい光が、こういう除染、
あるいはその間伐作業をしながら山をきれいにしていくことが、今、現時点で必要ではな
いかということを経営者の人たちも話しております。

それから、やはり、このプラントを立ち上げる上で設置場所もやはり問題です。例えば、大量の水が必要になってきます。こういったものをポンプアップだけで間に合うことができるのかどうかというのが一つ。それから、近くのその河川からの水を利用しますけれども、こういう利用権の問題なんかをどうクリアーしていくのか、それから、その農地転用の部分についてはどうなのか、やはり時間がかかるのかなというふうに思っております。

鈴木座長：では太田委員。

太田委員：実は、畠部長さんのほうにもお聞きしたかったんですけども、その資料の3-1の3ページの図をちょっと一緒に見ていただいてお伺いしたいんですけども、実は、先ほどから話が出ていますように、復興ということで、地域が森林を中心にしてこれから頑張っていこうと、これを機会に頑張っていこうということでやるとなると、森口委員が言われたように、枠組みをどうするのかという議論がどうしても、この検討会の範囲を超えた枠組みをどうするのかということも関係あると思うんですが、もう一つ、すべての除染ということを考えるにしても、順番もあることですので、例えば川内村では、この資料3-1の3ページの図を見まして、下層植生が衰退した人工林と、これは前から間伐をやるとかというような話をお聞きしているわけですが、それが、具体的にどの程度あるのか、村としてどういうふうにつかんでおるのか、あるいはほだ場と、それからもう一つ里山と書いてありますが、この里山の地域の実情というのは、川内村ではどんな形で、そのどういう使い方をしているのか、その辺りを地域的に把握するとか、その辺りのところはもう具体的にやっておられるのか、まだそこまではいっていないのかという、これからの調査だということもあると思うんですが、そういう実態、林業の話は後で出てくると思いますが、そういう里山とかほだ場とか、その辺りの利用実態とか、その辺りは地域的にどのように把握しようとしているか、あるいはされているのか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

もう一つ、それと、それから線量の分布と、両方からやはり地域を決めていくというのが除染の順序だろうと思いますので、その辺り、村としてはどんな議論をされているのかをお願いしたいんですが。

遠藤川内村長：ありがとうございます。川内村の特徴としては、公有林、村有林と言われ

る林が約8,000ヘクタール、これは非常に阿武隈山系の中でも特徴的な部分だと思うんですね。国有林が5,000ヘクタールですから。そのほかは民有林ということになりますかね。それで大体1万7,000ヘクタールです。毎年70から80ヘクタールほど私のところは下刈りをしながら、さらには立木を公売に出して、そして植栽をしながらということで循環をしてきました。現在、その林業生産高が1億2,000万円ぐらいあります。村への、その公有林なんかの売買、市場に出して、約1,500万円から2,000万円というところですね。これは私どもの、その自主財源が4億円弱ですから、少なくない金額だというふうに思っております。それだけ我々の先人は未来を見ながら山を育ててきた結果、我々はそれを甘受しているというところですね。で、毎年この規模の管理しかできません。計算すると、直営部分でやっぱり2,000から3,000ヘクタールはなかなか手が回らないということになると、それだけやはり荒れてきているという状況です。これは水源林としての奥山なんかは特にそうです。なかなかその作業道路も整備されていないような地域は、特に荒れてきているというところですね。こういうところも、やはり今後、施業計画の中で、施業20年、あるいは30年というようなスパンの中で計画を立てていますが、今回の事故の影響で、もう一度見直さざるを得ないというふうに考えております。

それから、線量のその実態に合わせて、村としてはということでもありますけれども、当然、居住空間の近い里山、さらには里山の、さらにはそこから進んだ部分、こういったところが優先的に除染を進めていかなければいけないというふうに考えておるわけです。先ほども言いましたけれども、里山の原風景をイメージしていただければわかりますように、里山があって、その前に人家があって、そして、その前に畑や水田が広がっているというところが実は里山の原風景なんですね。その畑や田んぼで使う水が、実は沢水と称して里山から流れてきていると。こういった水を利用していく、長期的にそこで生活をしていくためには、やはりもとになる森林をきれいにしていくということは、もう不可欠ではないでしょうか。

それから、先ほど科学的、あるいは社会的というようなご質問があったかと思いますが、確かにこういったところできちっと数字を示していく、あるいはそういう知見をもとに判断していくということは重要でありますけれども、私は、安心感というのはやっぱり心の問題だというふうに思います。そこがやはり生活していく上では欠かせない重要なポイントではないでしょうか。やはり自分から、その除染ということを放棄したならば、そこには安心感は保てないというふうに思っております。

鈴木座長：古米委員。

古米委員：どうもご説明ありがとうございました。私のほうからは二つお聞きしたいと思います。

ご指摘のあった林縁20メートルの考え方というところで、いわゆる切り立った樹林地がある民家の場合に、単純に20メートルというのをどう考えていくかというご指摘は非常に重要な点だと私も思っております。言いかえると、周辺に樹林地があって切り立っているといったところで、実際にそれに近い部屋と内側の部屋では違っていたという非常に重要なデータをお持ちだということです。そういったデータは、どんなところで集積されて整理をされておられるのかというのが1点目でございます。

2点目は、川内村の場合には、飲料水を含めた生活用水が地下水であると、それは森から来ているということで、非常に汚染された森林から来るということで不安な点が多いと思うんですけれども、今まで考えられている知見としては、放射線を長く放ち続けるセシウムというものは土壌に保持されやすく、流出しにくいと。地下水の濃度としても、多くの地点で調査している限りにおいては、低い値で出てくると。ただ、その低い濃度の値も、やはり精緻にとっておかないといけません。やはり先ほど言った安全なだけでなく住民の人は安心できないということだと思えます。そういう意味においては、こういった機に、森林の場を水源とされているところで、水道水質基準として10ベクレル/キログラムというものがありますが、生活用水を丁寧に測定されていて、川内村においても、こんな濃度で推移しているというデータがあるとか、雨が降ったときに、やはり濃度が若干上がる状態なのか、だけど、しっかりと濁質を除去しておけば安全なのかどうかといったようなしっかりとしたデータをとっておられますか。これらのデータは、住民の方に対する安心感さえも生み出すようなものになると思います。これも先ほどの空間線量の質問と類似で、そういったデータみたいなものを蓄積されておられるのかということをお聞きしたいと思います。

遠藤川内村長：ありがとうございます。

1点目の20メートル範囲の中でのそのデータの集積ですけれども、今はもう、実は除染が終わって、除染をする前と、それから終わった後のデータを今はもう集め始めています。

これをしないと、なかなか住民の人たちも納得してくれません。ですから、きちんと客観的な数字を図面の中で落とし込む作業をして、それを住民の人に、当然その結果として知らせる作業と、あと、我々もそのデータを集積しております。

それから、その水の問題ですけれども、私どもが一番心配しているのは、やはりその井戸水へどんな影響があるのか。100%実は井戸水でポンプアップして生活しているわけではありません。大体85%くらいです。残りの15%の人は、沢水や伏流水を使って実は生活しているんです。その中でも、その15%の沢水や伏流水で生活している人が、今、自己防衛のために井戸掘りを始めています。やはり、先ほど委員が言われたように、雨が降ったときにやっぱり濁ってしまうんですね。こういったものがとても心配で、雨の日には飲料水、生活水として使うことができないのではないかという不安を抱えています。ですから、市販のペットボトルの水をそのときには使ったりして防衛をしていますけれども、その中でも、やはり井戸を掘るという作業が今進んでいます。この辺の汚れたところについての心配をどう払拭していくか、あるいはそのデータはということは、まだ乏しいところがございます。

鈴木座長：ありがとうございました。

ちょっと私のほうから一つだけ、お答えいただける範囲で結構なんですが、実際に森林除染に関わるその市町村の数というのはたくさんございます。そういう中で、川内村というのは、大体全体を代表するモデルと考えてよろしいのか、ちょっと質問の仕方が良くないかもしれませんが、全体像の中でそれぞれの市町村が個別にいろいろ抱えておられる問題もあると思いますし、あるいは、バイオマスの利用であれば、それはほかの市町村にも広がっていく可能性を持っているのかとか、いろんな意味で、全体的な姿の中で、川内村はどういう役割を果たしていけるのかというようなことをお答えいただければと。

遠藤川内村長：川内村は双葉郡から、第一原発から30キロ圏内にすべての地域が入るところです。後ろに阿武隈山系を背にしておりますので、中山間地域の典型的な地域と言っても過言ではないと思います。福島県は約70%の森林率です。その中で川内村は、先ほど申し上げましたけれども87%ですから、森林率で言うと県内でも3番目ぐらいになります。そういう面では森林の面積が多いと言わざるを得ませんけれども、大体、中山間地域の典型的なところと言ってもいいのではないのでしょうか。ただ、その山間に、面積の割には人

口が、やっぱり3,000人ですから少ないかもしれませんが、ほかの町村は、そういう面積の中にも、もう少し多くの人たちが住んでいるということで、人口が少ないというところでしょうか。

鈴木座長：ありがとうございました。また後ほど、あるいは関連のご質問をいただくこともあるかもしれませんが、時間がちょっと押しておりますので、ここでお戻りいただければと思います。ありがとうございました。

遠藤川内村長：ありがとうございました。

鈴木座長：では、続きまして、有限会社平子商店の平子代表取締役役をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

平子(有)平子商店代表取締役：こんにちは、平子作麿といいます。よろしくお願いします。

畠部長とか遠藤村長さんが、材木の値段とかいろんなことをこの場で言ってくださったので、私もそれなりには調べてきたんですけれども、そういうことを省いて、私は素材の生産業、いわゆるきこりの仕事をしています。作業員が14人くらいです。そのことに関してのみ話させていただきます。

私は、いわき市で素材の生産業、いわゆる木を切って出している、それから森林の整備をする仕事をしています。昭和54年に大学を卒業して就職しようと思ったんですけれども、能力もなかったでしょうけれども、ちょうどそのころ就職難でして、しょうがなくてうちに帰って、家業を継ぐわけじゃなかったんですけれども、うろうろしている間に山仕事に入ったというのが現状です。

祖父の時代から林業をしていまして、祖父は、炭やきをしていました。父は同じような仕事をしていたんですけれども、常磐炭鉱というのをご存じでしょうか、今のフラガールのいる会社の前身なんですけれども、そこに坑木を出していました。私は、基本的には同じようなことをやっているんですけれども、間伐がメインです。田舎で雑貨屋もやっていました。会社が平子商店というのはそこから来たんですけれども。私も、作業員を1人か2人頼んで木を切ったり、出したり、祖父の時代は炭を焼いてもらったりしていたんですけれども、私も帰ってきて就職がないので、山へ行って木を切ったり出したりする仕事を手

伝っていたんですけれども、そのうち国有林がちょっと改革になりまして、国有林の現場の作業員がどんどん、どんどん減ってきた。でも、その国有林の仕事は残っているという状況で、だんだん山へ行って働くようになりました。それで、一応何人か雇用しているものですから、それなりに会社になりまして、結婚するころ、30歳ぐらいには、もうこの仕事で骨を埋めるしかないのかなと、やっとそのころ初めてそういうように思ったんですね。というのは、私の住むところは山奥ですけれども、みんな町に背広を着て働きに行くのですが、自分は作業着で山へ行って木を切るとするのは非常にいやな、そういう仕事だったんです。

ところが、つい10年くらい前から山で働くということに興味を持つ若者が非常に増えてきたんですよ。それは国の政策でした。要するに森林で働く人が非常に少なくなっているということがありまして、昔は拡大造林、拡大造林といって、戦後、木材が足りないときに国の政策ですごい面積を植え付けをした、山に植え付けをしたわけなんです。それがいいいよもって収穫期に入っているわけなんですね。それで、その材木を有効利用しなきゃだめだというふうな政策で、緑の雇用事業という制度をつくって、作業員も、森林の作業員を増やす事業を盛んにやっています。もう七、八年やっています。それで若い人も増えて、その若い人らも大学を出ている人もいっぱいいるんですけれども、この人たちが、社長、もうアメリカとかドイツとかそういうところへ行くと、林業をやっている人はエリートですよ、あこがれの職業ですよというようなことを言う人が増えて、私から見ると、とても山へ行って木を切るような感じがしない人がというか、それなりの国立大学を出ている人が山へ行って働くというような状況が続いて、「えっ」と自分なりにびっくりして。でも、よし、彼らのために何とか仕事を取って、山をきれいにしてちゃんと整備しようというふうに思い、ちょうどその仕事が軌道に乗った、そんなような状態で今度の事故が起きました。

十数年間、最初のうちは、工場で物をつくる、コンピュータをつくるというとか最新式の車をつくる、毎日そういうすごい機械をつくっているんだけど、一人一人は、例えば、やっていることはハンダづけだけとか、ねじをただ回しているだけだと。私も格好をつけて言ったんですけれども、君たちは木を1本切ることによって地球の環境を守っているんだと、そして空気と、酸素をつくっているんだと、これは方便、そのころは方便だったんですけれども、ここ最近、何かそれが、そういうふうに表明するというか、そういうふうに言う人も、温暖化の問題でそういう人も増えて、私にとっては渡りに船だった

ですけれども。

そんな形で作業をして、これからだというようなときに今度の事故が起きて、十数年一緒にやって、やってきた人間が今度の事故で、津波と放射能で五、六人がやめました。これが私は今までで一番ショックです。社長と慕われて、よし、一緒になってこのいわき地区のというか、東北の、日本の林業を変えようと思って、いろんな機械を考えたり、いろんな作業方法を考えたり、作業道路を考えたりしたことが、かなり、まあ彼らの子どもが小さいからしょうがないんですけれども、結構ショックでした。でも、十何人残っている人もいます。彼らはなぜ残っているのかなと思う、行きたかったのかなと思うけれども、やはり生活がありますので、今まで働いて手に職をつけた林業を捨ててまで、向こうに行けなかったのかなと思っています。今でもそういう不安の中で作業をしているのかなというふうに思っています。

今日は、実は、皆さんもご存じのようですが、森林の整備の大切さということを訴えたいと思います。

人間は、やっぱり森とともに歩んできたというふうに思うんですね。よく、結構、議員の先生方も言うんですけど、自然だから、自然はほうっておけばいいんじゃないのというふうに、山なんかほうっておけばいいんじゃないか、あまり人が出入りしないものが自然なんじゃないのというふうに言われますけれども、有史以前から、人間というのはやっぱり山で育ってきたと、山に入って木の実を食ったときにうまかった。もちろん、皆さんはご存じでしょうけど、あえて言わせていただければ、そういう形で生活してきたと。それで山菜を採ったりキノコを採ったりして、食べたりして、その山に入ることが自然だと思うんですね。それで、戦後、拡大造林、拡大造林といってどんどん、どんどん針葉樹を植えた。普通の、要するに原生林と言われるものならば、ある程度動物もいるでしょうし、人間が必ず入らなければならないということはないと思うんですけれども、こと人工林にとっては、人間が育てたものですから、人間が入らなかったら自然じゃないんです。森林整備ができないんですね。もう適切な森林整備をしないと、もう五、六年放り投げておいても、先ほどだれが言いましたようにうっ閉したところに雨が流れてくると、ああいう山を見ると何となく私らはむなしくなるんですよ。現在、木を切り出しているところはすごい場所ですよ。昔は戦後30年のころに、よくこの奥まで苗木を背負って先人たちが木を植えてくれたなというふうに思っています。私たちが、もう車で途中まで、作業道を入れて、さらには歩いて大変なところまでみんな苗木を背負って植えた、その先人たちがつくっ

た人工林を、何とかやっぱりこれから生かしていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

それが、放射能のおかげで、森林はちゃんと森林整備をしなければならないんでしょうけれども、現実的に若干遅れているのが現状で、昨年、林野庁が森林林業再生プランという林地を集約化して、木を出そうというようなことが決まって、ちょうど今年から動いたと。そして、福島県では森林環境税というのがありまして、それで森林の整備をしようというふうなことが決まっています。けれども、やはり放射能がちょっと怖くて山に入れない。先ほど、材木の値段も下がって、製材工場に持ち込んで、私らは、私は原木なんですけど、当然、製材工場の人たちともお話しすると、やはり放射能の状態はどうなのですかと、できれば東京の建築、設計屋さんなんかは福島の材木は遠慮したいと思うというのが現状らしいです。

それで、できるだけその森林整備を、間伐を推進するように、除染も、私は完全に除染をやれとは言わないんですね。完全にはできないと思っています。森林整備の予算である程度できると思うから、ただ、やっぱりもうちょっと背中を押していただきたいと。例えば、線量をきちっとはかるとか、それから、作業道、もし水が流れてくるのが怖いのであれば、作業道をもうちょっときちっとつくる予算を出していただきたい。それから、除染も考えるのであれば、運び出した木の枝条をどううまくほかに持ち出していく、木をうまく出荷していくのかなんですよね。新たな植樹のできるような予算をつけていただければ、積極的に間伐を推進することが除染の一環だというような形で言ってくれば、間伐は進むのかなと思っています。黙っておけば、要するに山が崩壊して、かえって放射能が漏れるような状態になるのではないかなというふうに思っています。

以上です。何か質問があれば。

鈴木座長：はい、いかがでしょうか、ご質問は。では、崎田委員。

崎田委員：ありがとうございます。本当に森とともに暮らしになってきた皆さんのお話は大変心を打つもので、ありがとうございました。

それで、質問させていただきたいんですけれども、今のお話などを踏まえて、今後例えば住宅から少し奥に入ったような、住宅から20メートルのところよりも奥に入った里地などに、少し間伐とかそういうものを入れる場合、それは最初の数年間は除染の作業かもし

れないんですが、その後、今後20年ぐらいを考えると、皆さんにとってのその森林活用というか、森林を、森を育てていくという作業になっていくお話だと思うんですね。そうすると、皆さんの今の思いからすると、その最初のころの除染の辺りから、森林整備の力のある方たちが一緒に山に入っていくようなイメージを考えておられるのか、いわゆる今、林業としてやっておられる方は、どういうふうに今考えておられるのか、その辺をぜひ伺いたいなと思います。

平子(有)平子商店代表取締役：森林の整備は林業をやっている人しかできないと思っています。木を切るというのは非常に技術が必要なので、木を出すことも非常に技術が必要です。経験のない人が山へ行って、山を歩くこと自体が難しいですし、木を切ることもできません。だから、当然、森林の除染というふうな形でやれば林業の人間がやるというふうに思っています。

余談ですけども、林野庁のほうの実証事業を飯舘村でやって、作業するのを、飯舘の作業員がぜひやらせてくれと、私たちも、森は私たちで何とかしたいんで、ぜひその山へ行って間伐を、皆伐もそうですが、除染の実証事業もぜひやらせてくれというふうに私どもに来てます。

崎田委員：ありがとうございます。

鈴木座長：森委員、どうぞ。

森委員：どうもありがとうございました。実際の山の仕事等についてのお話を伺えて、ありがたかったと思います。各社員、14名のうち数名の方がおやめになって大変ショックだったというお話を伺って、今、またその中でも事業を続けられるのは大変だろうとこんなふうに思っております。

その中でちょっとお伺いしたかったのは、その前の段階では、放射性物質がない段階でございますけれども、今は放射性物質がある。そういうフィールドで、なお仕事をされるということになりますと、放射線管理をしながら仕事をされなければいけないと思うんですけれども、それで、7月の1日に厚生労働省の除染電離則が、従業員の方々に対する汚染管理の話、方針が示されておりますけれども、具体的に、その辺りについてどのように対

応されていらっしゃるのか、あるいはお困りになっていることも含めて、何か具体的にそういうフィールドの中で、今、放射線管理の観点からされようとしていること、もし実行されているのであれば教えていただきたいと思います。

平子(有)平子商店代表取締役： 電離則でしたっけ。

森委員：はい、除染。

平子(有)平子商店代表取締役：除染電離則ですね。ごく最近そういうのが会社のほうに回ってきました、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、私は、自分の会社もそうなんですけれども、浜通りで17社で磐城林業協同組合という、主に国有林の請負事業をするような組合をつくって、私は代表理事をやらせていただいているんですけれども。実際は7社ぐらいは避難すべき範囲内で避難しているんです。今、国有林の仕事の関係で、私、何回もお願いしているのは、ただ作業を今までどおり下さいと、3分の1、面積が閉ざされて、半分ぐらいです、面積が閉ざされたんですけど、何とか下さいと言って、それなりに仕事をもらっている。ただ、17社のうち7社ぐらいが休んでいるので、かえって忙しくなっちゃったというのが現実なんですけれども、下刈りなんかもやっているんですけれども、暑くて非常に大変で、間もなく工期なんですけど、本当に終わるのかどうか、非常に心配な状態です。なかなか働いてくれる人がいないんですよね。飯舘村の人なんかも手伝いに来てくれるわけだったんですけどね。飯舘村も、うちもそうなんですけれども、結構、大きな家族で住んでいらっしゃるんですよね。家族がいっぱいいるときには、おじいちゃんとか何か手伝いに来てくれたんですけど、ばらばらになって、自分のつれあいを面倒見なければならないからよそに手伝いに行けないとかという、変な状態にきています。

それで放射線の濃度に関しては、前から独自に放射線を現場、現場で確認しながら作業をしています。大体、1マイクロシーベルトを超えると嫌がるんですよね。だから、そういうところはあまりやらなくていいよというふうに私は言っているんですけど、請負の決まりからいうと、ちょっと外れるかもしれないんですけれども。でも、現実的に、今住んでいるところで、山でその2.5以上というところは、私のところが今作業しているところではないですね。ただ、詳しく調べてないというのが現状です。全部が全部持っているのではなくて、山に入るときに作業員が持って、測って、多分、私が言わなくても、自分の

ことは自分らで測るというふうにしております。会社としては、各班に1個ずつ持たしています。

鈴木座長：では稲垣委員。

稲垣委員：どうもありがとうございました。数点、少し教えてください。まず、拡大造林、先ほど遠藤村長さんも言われましたけど、拡大造林で人工林というのは相当奥山まで進んでいるというのが実態だろうと思いますが、それに対して、私ども愛知県においても、森林環境税をつくって、今、整備を進めておりますが、なかなか奥山への整備というのは難しいのが実態であります。そういう点について、この福島県の森林整備というのがどの程度進んでいるのかということがまず1点と、それと今、外材との競争になってきて、昔は50年材ぐらいで出してみえたと思いますが、今は70年材とかそういうものになってきていると思います。福島県の実態が今どうなっているのか。それと、間伐材の切ったものを山に置いてあるのか、ある程度里のほうまでおろしてあるのかどうか、そういう点についても少し教えていただければと思います。

平子(有)平子商店代表取締役：福島県の実態がどうのこうのというのは、私はちょっと、具体的にどのぐらい進んでいるかというのはわかるんですけども、ちょっとすみません、福島県の間伐の状態がどこまで進んでいるかというのは、ちょっと具体的には。

稲垣委員：それともう一つ、それがわからなければ、今後、除染をやる場合に間伐等が仮に進む場合に、なかなか山の仕事というのは、先ほど言われましたように山に慣れた人間じゃないとできない。私どもも森林環境税をつくって、どんどん整備していこうといっても、実際に作業員の確保が、森林組合、大変苦勞してみえるのが実態ですけども、その辺は今後どういう見通しを持っておられるのか。

平子(有)平子商店代表取締役：それが一番重要なことだと思うんですね。国は緑の雇用事業で、補助金を使って、作業員をどんどん、どんどん増やそうと計画しているし、私どもも、今ちょっと作業単価が、林業の作業員の単価が非常に安いんですね。設計的に、土木事業なんかと比べると、農業の継続でやっているというようなことがあって、私は国の

ほうの森林・林業再生プランの検討委員もやっています、それも大変、こういういろいろ話をして、今後の課題だなというふうに言っています。ただ、機械化をして、なるべくその仕事の軽減を図るということに関しては、いろいろ研究をしています。だから、かつてほど苦しくない、今、実際、手で玉切るということはあまりしないですよ。プロセッサという機械になっていまして、こうくわえて、枝を打って玉切るといような機械が出て、かなり仕事自体には、かつてよりは相当楽になっています。一番苦しいのは下刈り作業ですね。

稲垣委員：今言われたように機械化というのは、どんどん進んでいますが、林道の整備というのが大変重要になってくると思います。その場合、その辺は現実に進んできているのですか。

平子(有)平子商店代表取締役：はい、林道も今まで、今年からまた林業のつくり方もどんどん変わって、要するに森林作業道という、そういう作業道をつくるスペシャリストを育てようということで、林野庁のほうで毎年、相当な人数、もう何千人という作業員、技術者を育てる研究をしていますし、私も、一応全国で50人しかいない上級指導員ということで、現場へ行って、作業員を集めて指導しています。きちっと作業道をつくれば、意外と壊れないんですよ。今までは、何か木を出すためだけにつくっていたんですけども、これからはずっと使おうということで、作業道をつくるというような技術も確立されているので、ある程度の予算さえもらえればいいんだというふうに思っています。

あと間伐は、木材はほとんど出しています。今年から、出さないと補助金をもらえないみたいなシステムになって、山で働いている人間は、一応採算さえ合えば、できるだけ出したいですよね。かつては、私も、せっかく育てた木をチップにするとか、燃やすとかというのはちょっと抵抗があったんですけど、最近は、利用してくれれば何でも結構ですというふうに感じています。

鈴木座長：福島県としてのその拡大造林であったり、あるいは外材との競合、この辺は、あるいは畠部長にお伺いするのが。

平子(有)平子商店代表取締役：すみません、先ほど、大ざっぱなことしか言えないので、

私は。

鈴木座長：ええ、また、それは後ほど時間がとれましたらということでお願いしたいと思っています。どうも、大変ありがとうございました。

大変時間が押して申し訳ありません。それでは、最後ということになりますが、福島県の総合計画審議会の早矢仕委員のほうからご説明をお願いいたします。

早矢仕福島県総合計画審議会委員：こんにちは、座ったままでお話をさせていただきます、失礼します。

私は、福島県双葉郡の富岡町から避難をしまして、現在に至っています。福島県の森林を思う気持ちは、先の3人がおっしゃったとおりで、皆同じ思いです。私のふるさと福島県は、本当に緑が豊かです。そして、流れる水は世界一と言っていいほど、言っても間違いはないと私は確信しております。しかし、原発の事故により、放射能で汚染されたということも間違いのない事実なんです。ふるさとの豊かな緑を取り戻したく、思いを伝えさせていただきます。

事故からもうすぐ1年半になりますが、森林とかに入ることの難しい今、このまま放置するということが大変だということ、自然発火という観点から見ても、それが二次災害、三次災害になるということを、悪の循環をたどっているということが考えられます。今まで森の整備は、今までの整備してきたことが、皆雑草との戦いというふうになってしまうんですね。森林はひとりで豊かになるものではなくて、人間が手を加えて初めて豊かな緑がつくられます。下刈りをして、枝打ちをして、間伐をして、これは1年かけて地道な活動が求められます。

生活圏の除染はもちろんですが、里山の除染も大事です。特に東北地方は森林との関わりは、季節を通してそこに暦を重ねて、日本の文化と言える二十四節季を重ねて育み、生活しています。それが伝統文化の継承でもあり、地域のコミュニケーションでもありました。鎮守の森が地域に果たしている役割、そして、再生するために森林の除染が進まなければ安全・安心にはつながりません。本来であれば、森林の除染を先にやっていただきたいというのが私の本音です。本当は、避難している私も含めてなんですけれども、皆さんは、本当は帰りたいんです。でも、帰れないというこの現実。森が、窓を開けるとすぐに山がありますよね。窓を開けられないですよ。一時帰宅をする度に私は思うんですけれど

も、南の窓は開けられても裏の窓は開けられない。そして、自宅もそうなんですけれども、裏山を見る限り、あの荒れ果てた光景というんですか、それを見る度に、本当に胸が、心臓をえぐられるような思いになります。こんな思いを次世代に継承するわけにはいきません。

今、私たちがやらなければいけないこと、それは除染と森林の整備だと思います。森林に人が入れなくなるということは、再生がなくなるということに等しいと思います。今回の事故により地域の文化もコミュニケーションも失われつつあります。今、世界は私たちこの福島を見ていると思います。私たちがどう動くのか、森林をどう守るのか、そしてどういう再生をするのか、そしてどういう結果を出すのか、見ているはずです。福島の森林復興、再生にとっては、すべての英知を集結し、魂を込めた復興でありますようお願いだけです。福島のやる気と根気、本気につながると 생각합니다。豊かな森が次世代に継承するために、今、私たちがやらなければならないこと、先ほども申しましたが、それが除染であり、森林の整備です。除染と整備については、労働者の安全確保を考え、情報の共有化を図ることも大事です。そして、低コストで高い効果を発揮できるように除染の技術や拡散防止の開発を早急に進めていくことも喫緊の課題だと思います。森林の汚染は広範囲になります。除染は長期的に取り組まなければなりません。ふるさとの緑をもう一度取り戻したいと思います。今まで新鮮な空気をつくり続けてきた林業家、そして、それを守ってきた福島の私たちに、どうぞ皆さんの力をお借りしたく本日は上がりました。私たちの思いは一つ、緑を返していただきたく、そのように思います。

私からは以上です。

鈴木座長：ありがとうございました。何かご質問のおありの方はいらっしゃいますか。では崎田委員。

崎田委員：ありがとうございました。たまたま私も、この前の週末、福島に伺いました。それで、飯舘村のほうから避難して福島のほうにおられる方とお話したときに、やはり厳しい冬が終わって春になったときに、自然の恵みをみんなで食べて、それが、やはり自分たちの楽しさであり生きる豊かさだったと、やっぱりああいうところに戻りたいと本当に切々とお話しいただいて、そういう皆さんは自然とともに歩んでおられたということが本当によくわかりました。今日のお話もありがとうございました。

それで、本当にこの悲しい事故という現実の中でお話をさせていただくと、やはりそういうところに戻っていくために何年もかけてやっていかなければいけないわけですが、例えば、皆さんがお住まいのところだと、なかなか何年かたっても今のお話のような昔の豊かな緑を心いっぱいいただくような、地域みんなで暮らすようなことにはなかなか戻らないというふうに思うんですが、でも、そういうふうに見える地域もある、線量によってかなり違うと思います。やはりそういうところ全体を総合して、できるだけ手をかけていくという、そこにやはり皆さんの思いがとともあるという、そういうふうに考えさせていただいてよろしいのか。その辺を、厳しい、大変申し訳ないけれども皆さんのお住まいのところだと戻るのが難しいですよね。難しいというか、その自然をいただくところまでいくのってすごく時間がかかりますよね。その辺やはり現実問題として、地域の皆さんでどういうふうにお話をされているのか、教えていただければうれしいなというふうに思います。

早矢仕福島県総合計画審議会委員：私個人の意見を先に言わせていただければ、事故は事故で受け止めます。双葉地方は、私が子どものときにはとても過疎で、父親は冬になると必ずどこかへ出かせぎです。そして、原子力発電所ができたことに対して、初めて家族が一緒になれていたんですね。それまでは、冬場は女、子ども、年寄りが富岡のふるさとにいてという生活のパターンでした。確かに豊かさはあったんですけども、引きかえにした部分もあったんですね。でも、事故はやっぱり現実として受け止めます。ただ、事故があったから前に進まないではいられないです。一步でも、それがだめだとわかっているけど、一步でも半歩でも進みたいというのが感情です。除染をしなくてもいいという記事を見たときに、本当に「えっ」て、私は何の記事を読んでいるのかなと思いましたね。だから、確かにコストはかかるでしょう。だけれど、私たちが今も避難していて、私はこの年齢だからいいですよ。私もそうなんですけど、高齢者を抱えている家族なんていうのは、本当に、もう言葉では言い表せません。もう高齢者は豊かな森に、うちに帰りたい、その言葉だけですよね。緑のあるところに帰りたい。確かにそうですよね。生活してきた20メートル範囲だけ除染するといっても、都会の20メートルと田舎の20メートルでは違います。確かに数字は変わりませんが違うんですよ。そこをご理解いただきたいんですね。やっぱり先に進むという、このままではいられないというこの気持ちだけでも、私たちは酌んでいただければと思っています。

崎田委員：どうもありがとうございます。

鈴木座長：いかがでしょうか。ある意味では、大きな事故を経験されて、それをいかに逆に生かしていくかという大変強い思いを感じさせていただいたので大変うれしく思います。やはり森林に関しても、実はこういう形で汚染された、被ばくしたことが逆に我々にとって、その森林は何だったのかと、やっぱり、例えば福島県であれば森林をベースにした伝統文化がどういうふうに広がっていて、持続可能な森林をどういうふうに維持していくことが必要なのかと、そういうことを考えるきっかけ、考えるといったら変ですが、それを実際に実現するきっかけを与えられているようなところもあるわけですね。そういう意味では、私たち自身も、その除染をしなくていいなんて考えたことがある人は多分ここには1人もおられない。ただ、安易に間伐とか何かに突き走ることが本当に正しいのかというようなことを、やはりきっちりと議論していかなければいけないと思うんですね。

そういうような意味で、この回復検討会も努力したいと思っているわけですが、あまりにもいろんなデータが少な過ぎるし、乏しい、そのこれまでの色々な蓄積の上で何か判断を下していくということが時には非常に危険なこともあるのでは、というようなことで、悩みが大きいわけですね。NPO活動もいろいろおやりになっているということで、やはりその現地の方々の思いを、ぜひいろんな意味で集約していただいて、いろんな方々と意見を交わしていただき、また、私たちにも機会あるごとに上げていただければということをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、大変時間が延びてしまって申し訳ありませんでしたが、4人の方からのヒアリングとさせていただきました。そして、先ほど最初のところでございましたが、福島県として、持続的な森林管理と除染の問題をどういうふうに、というようなお話が梶部長のほうからもありましたが、福島県の森林が、福島県あるいは周辺の森林が、日本全体の森林との対比の上でどういう状況なのかというような、間伐は一体どうなっていて、あるいは林業というのはどれぐらいどうなっていたのか、今はどうかというよりも、過去これまでは、事故が起こるまではどうだったのかということだろうと思いますが、その辺ちょっと、お話しいただければと思いますが。

梶福島県農林水産部長：福島県、特に森林の面積が県土の7割というお話を申し上げまし

たが、本当に全国で何番目の、東北で生産とかという資料をちょっと持ち合わせていないんですけど、福島県の製造業の出荷額が大体5兆円で、そのうち、その木材の製品とかパルプとか加工品とか、さまざまな形で出しているのが大体2,400億円ぐらいで、それはここ数年変わってございません。特に、先ほど年間、何らかの形で1万2,000ヘクタールぐらい森林に手をつけているというお話をしましたが、ずっと長い目で見ると、木材価格が、外国から輸入している木材が安いがために、実際に山に入る人がいなくなってきて、山が荒れてしまっている。

本来ですと、やっぱり間伐をやることによって下層植生が育まれ、森林のそういう保水効果を保っているんですけども、間伐をしないと、そういう国土保全機能も失われているという状態ではありますけど、ここ数年やはり、例の地球温暖化対策という問題もあって、さまざまな形で今までの国の造林事業ですとか、あるいは林野庁で創設した森林整備の加速化基金というようなこととか、あるいは県民税として新しく創設したその森林環境税とか、そうしてさまざまな財源を使って、山に入って間伐をするなり、その下刈りをするなり、あるいは枝打ち、あるいは人工造林をするなり、そういった事業に対して補助金を出してやってきた結果、その1万2,000ヘクタールぐらいは、ここ何年かはずっと維持されているということでありまして、単純に比較はできませんけど、先ほど申し上げた、その県内の民有林のうち約半分ぐらいが年間1ミリシーベルト以上の放射線に汚染された森林だということ、先ほど申し上げたように、国が直轄で除染をする、あるいは森林から20メートル、生活圏から20メートル近隣のところを除染する、そういった面積が15%で、残り35%というと18万2,000ヘクタールなんですね。

ですから、2年や3年では無理ですけども、例えば10年とか20年とか、そういうスパンでやっていくとすれば、森林施業とあわせて除染をやっていけば、全く手をつけないのではなくて、計画的にやっていけば十分可能な数値ではないのかなというふうに思っていますし、やはり今ほど、皆さん、いろいろ生活者の立場で意見を申し上げましたが、やっぱりやらないということではなくて、ある程度計画性を持って、こうやれるところからやっていくという姿勢を、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

太田委員：ちょっとよろしいでしょうか。

先ほどちょっと聞き漏らしていたんですけども、皆さんの気持ちはそのとおりだと思いますので、ただ、これ全体としては、復興計画全体の問題であるような気がするんで

すね。私はこの検討会に途中から参加させてもらったんですけども、この検討会の範囲と、それから、その先の復興という範囲とが重なった議論が今日はたくさん出てきているというふうに思うんですね。そこは、これから議論していただいて、そして、福島県の産業といえば、やはり農林水産業中心ですので、その農林水産省と、それから環境省あるいは復興省全体での議論というの、林野庁を含めてやっていくと、その中で少しずつやっていくんだらうと思うんですが、実態としては順番もありますし、また、1ミリシーベルトといっても、細かく線量を調べれば、もっと限定したところだけやれば何とかなるという、そういう線量の分布を細かく調べていかなければいけない。それと同時に、どういうふうに山を使っているかという実態のほうも、数字の上ではなくて、この地域からという、そこをどのぐらいつかまえられるのか、あるいは県としてつかまれているのかということ、を、ちょっと現時点ではどうなのかということをお聞きしたい。

数字の上では順番にやっていくとか、それはわかるんですけども、除染から、途中からは復興というふうに徐々に変わっていくことになるわけで、そのお金の出し方も国として考えていかなければいけないんだらうと思うんですね。その辺が今日は一体の議論になっていまして、今までは生活圏の除染ということからスタートしたので、これは除染ということだけで対応してきましたけど、今日のお話はそうです、実態としては福島県は農林水産業が中心ですので、そこに入っていかなければいけない。その枠組みということで、これはもっと大きなレベルで考えていただかなければいけないと思うんですが、そのそれを進めていく上でどのぐらいその現実を把握できるのか、あるいはされているのか、その辺りをちょっとお聞きしたいんですけども。

福島県農林水産部長：今回の除染の問題でいえば、先ほど申し上げたように、この国が直轄でやる分部分以外については、市町村が重点地域に指定されているところが、58市町村のうち41市町村なんですけど、そのうち、今、除染計画をつくっているのが33市町村、それはどうしても田んぼや畑、住居周り、これが優先になりますので、一応、形としては、この森林もそのメニューの中には入っておりますけれども、今のところ市町村の予算の中で森林を除染しますよという形で入れているところはまだ11しかございませんし、その面積についても、非常に少のうございます。

太田委員：それはこれから調査をしていくという。

島福島県農林水産部長：ええ、市町村には計画は出してもらっていますが、やはり生活圏から20メートルとか、そういうガイドラインに乗ってないと国の交付金はおりませんので、そういう縛りもあるので、どうしても森林だということもあって先送りになっていますので、少ない面積しか出しておりません。ただ、市町村によっては、やはり数字は出しておりませんが、それぞれ実態を把握しているところはあると思いますが、ただ、集計としては、まだそこまでは至っておりません。

太田委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

鈴木座長：ありがとうございました。ガイドラインというのも、その初めての、ある意味では事故に対する設定と、これから問題があれば、その辺は改定していかなければいけないという性格のものだと思いますので、あまりガイドラインで20メートルだから、これ以上はできないということを現場のほうでお決めにならずに、問題があることは、どんどんやはり発信していただくということが大事なんじゃないかと思います。ぜひよろしく願いたいと思います。

どうもありがとうございました。ご意見をお伺いする4名の方に、お忙しいところをおいでいただいて、本当に貴重なご意見を伺えたことを改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

まだ議題が残っておりまして、資料の4と資料の5につきまして、ご議論をいただければと思います。事務局のほうから、森林除染のあり方の検討についてということで、願います。

放射性物質汚染対策担当参事官：それでは、まず資料4をお願いいたします。実施すべき調査研究の内容（案）というペーパーでございます。

前回までの検討会におきまして、森林の放射性物質の動態等につきます現時点での知見に基づいて議論いただいたわけですが、今日も再三ご指摘がありましたように、まだまだその調査研究は足りないという現状もあるわけですが、その意味で、今後どのような分野でさらに調査研究を深めるべきかということに関しまして、事務局で整理をしたものでございます。

大きく4点ほど書いてございます。森林内における放射性物質の動態に関する調査研究。次に、森林外へのその放射性物質の流出・拡散に関する調査研究。これも細分化いたしますと、下にあるような四つほどの項目に整理できるかと考えております。それから、除染手法の効果の評価につきましてもまだまだ不十分でありまして、空間線量の低減効果であるとか、あるいはその流出拡散の評価、それから流出防止措置の効果等々あるかと思えます。最後に、今日も山に囲まれた地域での線量をどう考えるかというご指摘が再三ございました。面的線量の影響に関する調査研究、森林に囲まれている居住地等における空間線量の影響をどう予測するかといった辺りについても、今後、調査研究の強化の必要があるのではないかと考えてございます。

続きまして、資料5をお願いいたします。

木質バイオマス発電の資料でありまして、昨年、成立をいたしました電気事業者による再生可能エネルギー調達に関する特別措置法というものに基づきまして、毎年度、経済産業省において再生可能エネルギーの種類ごとに、その調達価格を定めるということにしておりまして、ここではバイオマス発電に関わるものを整理いたしました。未利用木材、一般木材、廃棄物系バイオマス、リサイクル木材、それぞれの区分ごとに、下にあります調達価格が今回定められております。特に、この中の左のほうの未利用木材につきましては、山間部における収集運搬のコストも含めて価格が設定されておりまして、32円/kWh当たりということでございます。これによりまして、間伐を行った林地残材などをバイオマス発電に用いるということの推進が期待されるというところでございまして、除染で出た枝葉などについても、これを用いることによって、より効果的な事業ができるのではないかと考えておるところでございます。

時間の関係で説明は以上でございしますが、あと、参考2のほうもちょっとご紹介いたしますと、研究開発拠点につきまして、福島復興再生基本方針の基準値を抜粋しております。下から三、四行目のところにありますように、福島県環境創造センター等々、研究の拠点となるところについてもサポートすべしということが記載をされております。

以上でございます。

鈴木座長：これにつきましては、その、中間まとめの段階で、この調査研究を推進するという提言させていただくということですね。そういう視点で、ここに資料4につきまして、何かいろいろ、はい、委員の方々からご意見があらうかと思えます。

中杉委員：先ほどからご意見を伺っていて、本当に大変だと思うのですが、一応、除染手法の効果の評価という中に、この手法の評価になるか、ちょっと難しいんですが、最近、通常の業務として森林保全のための間伐をやったことによって、どういう効果が出てくるのかとか、実際には除染になるわけですね。先ほど福島県のほうで発表された間伐によるのは、下草刈りの効果との区別はどうなんだというふうにあります。確かに除染のために積極的に間伐をやろうとすると、そういうふうなところも見なきゃいけないんですが、実際には、間伐というときには、当然、下草刈りもされていくという、そういう段階で総合的に間伐という行為をやったときの効果が表れているというふうに見ることもできないわけではない。そういう意味で、通常の森林管理のなかで間伐を行ったらどう効果があるのかということが、この中に含まれているのかもしれませんが、調査研究としては必要じゃないだろうか。

それから、もう一つは、森林の中でいろいろな活動に利用される話で、レクリエーションの場とかほだ場というようなものがありますね。それから、除染がきれいにできればいいんですけども、なかなかそういう状況をすぐにはつくれなくなったらどういうふうにしたらいのかという手法を考えるというんですか、何か工夫ができないかということも考えていく必要があるんじゃないかというような感じがいたします。これはどういうふうにやるのかはわかりませんが。

鈴木座長：中静委員。

中静委員：前回もちょっとご指摘申し上げたんですけども、こういう調査研究というのが、往々にして、やはりその現実の事業ベースとは異なって、研究レベルでできることをやってしまいがちですので、ぜひ実際にこういう作業、あるいは事業をやられているところで、実際にどういうふうになっていくのかということを重視したモニタリング、あるいはその研究調査の方法を考えていただきたいなと思います。

その意味で、先ほどから福島県の方々のお話を伺っていて、例えば、やっぱりこの福島県の森林の取り扱いを、復興として考えるのか、除染として考えるのかという点が重要な問題だなというふうに思いました。やっぱり30年後とか、その40年後にどういうふうにその森林をもってゆくのか、という目標みたいなものを考えたほうがいいのかなと思います。

た。例えば、30年すると、セシウムも半減期30年ですから、それだけで線量が半分になっていくわけで、それと間伐を組み合わせると長伐期の森林をつくっていくというような、その全体の設計というようなものがあるべきではないでしょうか。そのために伐採をしたり間伐をしたり、それから林道をつけたらという計画が必要になりますが、そういうことをやるにしても、水の汚染のことを考えると、普段よりはきめの細かい作業をやっていただかなければいけないので、そのコストも生じますよ、という計画になると思います。そういう計画を組み立てていただいて、その計画の中で必要な作業について、その効果をモニタリングしていただくというようなことを調査研究として考えていったほうがいいのではないかなと思いました。

鈴木座長：崎田委員。

崎田委員：私も今、同じ視点です。伺いながら、地域の方にとっては、やはり当然ですが除染のそこから続いた復興というのは一体的なことです、それを一体的に考えながら、ではお金の切り分けなどは法律を所管するほうで、どうやったらそこがうまくいくのかというのをきちんと考えていくという、そういうような全体像の中で、ぜひ、特にこういう森林とか環境の再生ということは考えていってほしいと心から願っています。よろしくお願いします。

鈴木座長：大迫委員。

大迫委員：今出たような意見と重なるわけですが、今日いろいろとお話を伺って、大変その責任を負えるところの範囲と、超えるところでの議論、いろんな思いをお聞きする中で大変心苦しく思っているわけです。今日のヒアリングの設定が、事務局として、どのような意図を持ってやられたのかということに関しても、逆に問いかけたいというふうに思っております、もし今日のお話をきちっとやはり受け止めるという姿勢でいくのであれば、やはり今意見が出たような復興を含めた、総合的な推進方策というものをきちっと検討して評価していくという枠組みにしないと、とてもじゃないけど応えられないわけでありまして、それがここの検討会の場なのかどうかということも含めて、きちっと考えていただきたいですし、そういったときに、今あったような時間軸の問題とか、線量の違いの空間

軸でありますとか、また、その今日出てきたのは、まさにその社会経済的なことが大変重視される部分でもございますし、これまで、そもそもこういう林業の、国の林業をどう考えていくのかという、今まで難しくてなかなか対応できていなかった部分が、まさにここで浮き彫りにされているわけでありますので、そういったこと含めて、環境省だけでは背負い切れない部分でもあると思うんですけれども、ぜひ国全体として、この問題に対応していくような枠組みをご検討、整備いただきたいというふうに思っております。

あと、参考資料の2のほうで研究開発拠点の構想というお話で、まさにこの調査研究という面での対応が必要になってくる中での、今後の方針として大変期待されるわけですが、この拠点の構想の話も、ほぼ3年後からのスタート、拠点自身の整備が3年後ということになりますので、その拠点整備する前の、今まさに求められている状況の中で、私どもは環境省の所管になっている機関であります。他府省の研究機関、あるいは大学等も含めて、オールジャパンでいかにきちっと研究開発の枠組みを推進していくか、そういったこと自身が大変問われているので、そういった点においても、改めて我々は考えていくべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

鈴木座長：では古田委員。

古田委員：資料4についてですけれども、2番目の○の「森林外への放射性物質の流出、拡散に関する調査研究」、流出、拡散防止というよう観点をつけ加えてほしいと思います。調査されることはよろしいのですが、やはり森林内のセシウムは、一般の土壌についたものと比べると動きやすいとかいうこともありますので、固定化して、この辺のリスク拡散を防止するとか、そういった防止に関する検討というものが必要ではないかなと思います。

その下の除染手法の検討のところでも、やはり生活環境への影響のないような排出方法、例えば、ここに流出防止措置の効果というものがあるんですけれども、すべて流出を防止するというのは難しいと思いますので、もし万が一流出してきたものも、生活環境に影響しないような形で逃げ道をつくってやるとか、そういった観点も必要だろうと思います。

以上です。

鈴木座長：古米委員。

古米委員：森林内、森林外という形で調査を行うということで整理はされているんですけども、今日のお話を聞いていると、その裏山だとか里山というのと、實際上、林業としてしっかりとそこで生産材をつくるんだという森林を、ある程度識別して調査を行うというか、あるいは、そういった視点を持って調査データを見ていくということが必要なのかなというのが1点目でございます。

2点目は、森林以外のところで水のモニタリングということが挙げられていますが、今日お話があったように、地下水と同時に沢水だとか伏流水、比較的雨の影響を受けるような水源についても対応するということは実態が把握できて非常にいいことだと思います。その際、実際、福島県の中で、その水をどう利用されているのかという実態とセットで、そのモニタリングデータを見ていくということですが大事だと思います。やはりその水を飲料水なのか、台所・風呂・洗濯・トイレなどの生活用水などに利用されているのか、そして、どう水質管理されていくのかを把握することが必要です。現場では、汚染の実態が十分にわからないのでペットボトルを飲んでいるというようなことですので、そういった、もう少し利用を含めた形でのモニタリングに進展するといったのかなというのが2点目です。

3点目は、もう既に中静委員からも指摘があった点に非常に近いんですが、やはり森林内はAという場所、森林外はBという場所、ここはCというような話ではなくて、やはり森林が実際に施業されて利用しているようなところで、どんな流出防止策が行われているのかというある程度のターゲットを絞った、ある森林流域というんですか、そういった形で一体的に追ってみると、さらにそれに隣接する住居地域はどうなっているのかという総合的な形で森林の調査を行うことが大事だと思います。先ほど申し上げた里山だとか、あるいは裏山みたいなところと、実際に生活されている場というところと、沢水なんかも含め、一体的に見ておくことが非常に、最終的には役に立つんじゃないかというのが3点目です。

鈴木座長：森委員。

森委員：ありがとうございます。今日の議論を踏まえて、あるいは今までの森林除染のことについて考えますと、やはりその除染と復興というのは一体的ではないかとこんなふうに思いまして、かつ、場合によると、その除染から復興というのではなくて、復興を前提とした除染ということになると、除染のあり方自体も変わってくるかもわからないなど、

今、思うところでありますので、その辺りについて、もう少し一体的に、どういうふうにやったらいいかについてご検討いただきたい。あるいは、国のほうにおいても、それについてどういうスキームで議論していったらいいかについてはお考えいただきたいというふうに思います。

それから、資料4と5について若干コメントを申し上げたいんですけれども、調査研究等において、除染手法の効果の評価ということが出されていますけれども、既にさまざまなところで除染等が行われておりまして、それについての効果も、あるところで、どこか1カ所で評価をして、データを集積して、それがわかるような格好にしていくことが必要じゃないかとこんなふうに思います。それをなるべく早く整理して使えるようにしていくことによって、今、国のほうですと2年間の、あるターゲットとしてどこまで線量を下げるか、そういう大きな目標を持っておられますので、そこにぜひ反映するような方法を検討していただきたいというふうに思います。それで、調査研究についても、先回の委員会においても私のほうからお話し申し上げましたけれども、やはりこれだけの大きな、さまざまなテーマがありますけれども、やはり除染の動きに合わせて、それに使えるような格好で、やはりその成果を出していただくような研究のやり方をセットしていただきたいというふうに思います。

それから、資料5のほうにバイオマスの資料がございますけれども、その中で調達価格が示されてございますけれども、やはりというか、これは、いわゆる放射性物質がないところのバイオマスの調達価格であるだろうとこんなふうに思いまして、その遠藤村長のご指摘にありましたけれども、福島等においてバイオマスを推進しようとするれば、必ず焼却灰等についての、それを放射性物質として処分をしなければいけないということがございます。そうしますと、当然、この単価自体が変わってこなければならぬ、そういうふうにししないと、多分、その福島におけるバイオマスを進めることがなかなか難しくなると思っています。その辺りについては、そのバイオマスの調達の辺りに関してでも、もう少し価格について、実際に合わせた価格設定をするようにしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

鈴木座長：森口委員。

森口委員：資料4につきましては、「実施すべき調査研究の内容」というタイトルになっていますが、もう少し一般化して、モニタリング、調査研究、それから技術開発・評価、そういったものを含めての全体像の整理をすべきではないかなと思っております。これから実施すべきことの整理も必要ですが、既に実施してきたもの、今も森委員がおっしゃったように、除染技術、いろんなモデル事業等やってこられて、一定の知見が既に出ているわけですし、今日も既に何度かそういうお話がありましたけれども、そういうものを共有していかなければいけない。それから、どんどんそれをまた次につなげて、そういうものを学びながら生かしていかなければいけないということで、そういうものを、まとめるといいますか、共有する部分がなかなか進んでいないのではないかなと思っております。ですから、ぜひそこをお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、時間スケール、今申し上げた、既に進んでいること、それから今緊急にやらなければいけないこと、それから、5年、10年かけてじっくりと取り組んでいかなければいけないことがあると思います。資料4には、そういう一面からも整理をいただきたい。

それから、これも大迫委員がおっしゃったことと非常に深く関わるわけですが、ここでやれること、それから、例えば、森林の除染に関して言えば、やはり、例えば事務局には林野庁というのが、やっぱり私は座っていただきたいと思うんですね。こういう調査研究をやっていくことになれば、当然、文部科学省なり、いろんなプロジェクトも既に動いていますので、ここの役所はここでという話をやっている場合ではない、もうこれは1年半余り、もう発災以降ずっとこれは申し上げているんですけど、当時は、まだその所管が決まらないからという話だったわけですね。所管が決まったら決まったで、ますますちょっと縦割りになっているように感じるところがありますので、そこのところは、ぜひこういう知見の集約に関しては、ご努力をいただきたいなと思っております。各論はいろいろありますけれども、資料の各論については、また別途、事務局のほうに申し上げたいと思います。

資料5についても一言だけなんですけど、今日、川内村のいろんな、具体的な線量のデータですとか、放射性物質の濃度データとかも見せていただいておりますので、こういったものを、もし具体的に進めるのであれば、大体年間どのぐらいのバイオマスを調達して、どのぐらいのその放射性物質濃度のものを、どういう技術でどうしていくのかに関して、具体的な設計に入るということもあり得るんだと思います。ちょっとそこまでいくのが、

まだ時期尚早なのかもしれませんが、やるならやるで、しっかりとそういった設計もしていかなければいけないと思いますので、時間スケールを整理しながら、それぞれのところを実現していただきたいと思います。

以上です。

鈴木座長：ありがとうございました。

太田委員：ちょっと一言いいですか、座長。

鈴木座長：はい。

太田委員：ちょっと簡単にします。これ、調査研究となっていますけれども、モデルの場所、あるいは森林除染を計画している市町村が出てきているということですから、そういうところで結構なんです、その除染を進めるための調査みたいな、どの地域とか、どういうふうにするかとか、そういう研究されて、除染を進めるための調査みたいなものも始められる、あるいはそういうのを援助していくとか、そういうことも始めていかないと、並行的に、早く進まないのではないかというふうにちょっと思っております。

それからもう1点、バイオマスの発電というのは、まさにこれは復興、あるいはそれ以降にも関わるものですので、もう皆さんから出ているように、除染だけではなくて復興にどうかという動きや枠組みをぜひ議論していただきたいと思います。

鈴木座長：大変多様な、また重要なご指摘をいただいていると思いますが、はい、政務官、どうぞ。

大臣政務官：すみません、座長、よろしいでしょうか。

今日いろいろご議論いただいて、本当にありがとうございます。その上で、今日、さまざまなご意見、特に除染と復興とをどういうふうに関連づけていけばいいのかと、また、この場で議論することがどれだけ適切かというお話もありました。やはり、私といたしましては、この環境回復検討会では、まず第1には除染の効果と、どういう方法が適切かということをお考えいただきたいと思います。といいますのも、これは昨年の8月

まで、除染という法律すら何もありませんでした。それでガイドラインを、今日お集まりの先生方に本当に急いでつくっていただきまして、それを政府の当面の方針ということで、今まで、やっとこの除染が本格的に始まったということでございます。

ただ、誤解をしていただきたくないのは、これは政府全体としての受け止めとしては、もちろんこの除染のただ効果というだけではなくて、山林を含めて、復興はどのようにやっていくんだということ、当然これを考えなければいけません。改めて申し上げておきますけれども、森林の除染というのはやります。やりますけれども、当面、今、住居から20メートルということだけがまずガイドラインで決まっているということで、さらに、前回の検討会でも、ほだ場、キャンプ場はどうするんだ、いろいろな課題を今出しているという、私は途中だと思っておりますので、今後は、このガイドラインにどんどん加えていくという形に当然なるんだろうというふうにも思っております。

その上で、今日お話をいただいた県のほうでも、問題となっているその間伐、これを独自にご苦労いただいて、いろいろ調査をやっていただきましたし、また、川内村のほうでも、今、お話を聞きましたら、効果というけれども、10%の効果があったらやってもらいたいというようなお話も伺いました。そして、今、平子さんのほうからは、逆に、実際に森林の奥の除染をやる場合には、実際、作業をしていただく方がどれだけ確保できるのかというような問題も伺いましたし、早矢仕さんのほうからは、当然、自分のふるさとの汚れてしまったところを全部もとどおりにしてもらいたいんだという、当然、当たり前のお話もいただきました。私はその上で、今日、事務局のほうから出させていただいたこの資料4の研究調査というのも、今日はあまりにも多くの課題があったと思いますが、これ以外に何もやらないということではなくて、まずはこういうきちんとした調査をして、データを集めて、その上で、また検討会でもご議論をいただくということだと思いますし、その除染の効果ということでいえば、やはり環境省が責任を持ってこういう効果があるんだということはお示しをしながら、それこそ林野庁、あるいは復興庁と、政府全体として、じゃあこの森林はどのように復興していくんだということを決めていかなければいけないと思っておりますので、今日、福島からお越しの4名の方からも、調査に、後からでも結構ですので、やっぱりこういうことも本当はやっていいんじゃないかと、こういう観点でやっていいんじゃないかということが当然あるかと思っておりますので、それはぜひ、今日これで終わりということではございませんので、加えていただければと思います。

引き続き、先生方には、専門家の立場から、除染の効果、あるいは、どうしたら効果的

な方法があるのかということに、ぜひお知恵を絞っていただきたいと思いますし、我々政府としては、この復興全体ということを考えていかなければいけないと思っておりますので、本当にお忙しい中をお集まりいただきましたけれども、これからも、また引き続きご協力をお願いしたいと思います。

鈴木座長：いろいろなご意見に対しまして締めくくりをいただいたと思っておりますが、やはり除染と復興というのが、何といたってもそれを切り離して考えることはできない。ともすると、これまでは、ここはうちの範囲ではないのでと、そういうやり方をやってきたことが今度の事故の発端にもなっているわけですから、やはりここでは、除染というものが最終的に持続可能なその地域をどうつくっていくのかということにつながっていく、復興計画、全体ビジョン、あるいはそれなりのものに基づいて、いろんな事業のアセスメントをしていくというような、何を優先的に進めていくかというようなことも判断していくと、非常に広い視野が、また高い見地が求められることだろうと思います。

一方において、もう早急にも解決しなければいけない問題がたくさんあるわけでありますので、その辺を視野に入れて、この実施すべき調査研究も少し体系化をしてきっちりと、皆さんからいただきました意見を含めて、まずはとにかく現状をどれくらい、セシウムのストックがどうなっているのかと、これがここになければいけないはずですね。それが無いことには、どこから出発していいかわからないというところもありますので、そういうところからスタートして、どういう調査研究、あるいはその事業を重ねていって、最終的な回復した姿に結びつけていくのかと、これを検討するということになろうかと思います。

さて、そういうことで、今後はどういう形で進めていただくかを、それでは事務局のほうで考えておられることをご説明ください。

放射性物質汚染対策担当参事官：今日は4名の福島県関係者の方の大変貴重な、多くのご意見をいただきました。また、その内容は極めて広範にわたっているということでございまして、事務局といたしまして、今後どのように取り運ぼうかという点について、座長ともご相談をさせていただきながら進めたいと考えております。

以上でございます。

鈴木座長：それでは、今、事務局のほうからもございました形で進めさせていただきます。

本日は、福島県のほうから、本当にお忙しいところを、もう地元のほうで大変問題をたくさん抱えておられるところを、こちらまでお出向きいただきました県の農林水産部長の畠様、そして川内村の遠藤村長、そして平子商店の平子様、そして県総合計画審議会の早矢仕様と、4人の方に本当に御礼を申し上げます。この会議といたしましては、予定の時間を大幅に延長させていただくことになりましたが、一応これを持ちまして本日の会議を終了させていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうにお渡しいたしますので、今後の進め方を。

特措法施行総括チーム次長：本日は、貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。議事録につきましては、各委員の皆様方にご確認をいただきました後、ホームページ上で公表をしたいというふうに考えております。

次回の予定につきましては、また正式に決まりましたらご連絡を差し上げます。よろしくお願いいたします。

鈴木座長：それでは、これを持ちまして回復検討会を終了させていただきます。どうも、お忙しいところをありがとうございました。